

「子どもを守る110番の家」実施要綱

那珂市教育委員会学校教育課

1 趣旨

全国的に子どもが被害者となる事件が多発しており、警察や学校、保護者、地域住民が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを推進する。

本事業は、子どもが通学时等に不審者と遭遇し、身の危険や不安を感じたときに子どもの緊急の避難場所となる「子どもを守る110番の家」を設置し、子どもが被害にあう犯罪の未然防止を図ることを目的とする。

2 「子どもを守る110番の家」の役割

子どもが不審者に遭遇し、身の危険や不安を感じたときの、緊急の避難場所となり、主に次のことを行う。

(1) 子どもの保護

(2) 警察への110番通報（保護した子どもの家庭、在籍する学校への連絡を含む）

3 実施方法

(1) 「子どもを守る110番の家」の募集及び登録

ア 教育委員会は、この事業を市民に広報し、協力家庭等（商店や事務所等を含む。以下同じ。）を募集する。小中学校は、日常の保護者や地域のつながりを生かし、協力家庭等を募集する。

イ 協力家庭等の新規登録については、「『子どもを守る110番の家』登録申請書」を学区の小学校または中学校に提出する。

ウ 小中学校は協力家庭等の登録を行い、登録者名簿を整備する。

(2) 登録の解除

ア 協力家庭等は、登録解除の申し出を行うことができる。小中学校は協力家庭等から登録解除の申し出があったときは、「子どもを守る110番の家」の登録を解除する。

イ 小中学校は、協力家庭等に事故あるとき、あるいは何らかの事情により、「子どもを守る110番の家」の役割を果たすことが困難であると認めるときには、「子どもを守る110番の家」の登録を解除する。

(3) 「子どもを守る110番の家」の表示

ア 「子どもを守る110番の家」に登録した協力家庭等には、「子どもを

守る110番の家」のプレート又はステッカーを交付する。

イ「子どもを守る110番の家」に登録した協力家庭等は、子どもの目線の高さかつ外部から見やすい位置にプレート又はステッカーを掲げる。

(4) その他

ア 協力家庭等は、家庭や事業所内で子どもを保護した際の具体的な対応策について共通理解を図ること。

イ 小中学校は、協力家庭等の登録・解除が生じた場合、学園内の小中学校間で情報連携を行うとともに、教育委員会へ報告すること。

ウ 小中学校は、協力家庭等に対し、毎年3月31日までに翌年度の継続の意思確認を行うこと。

エ 小中学校は、登録者名簿を毎年4月30日までに教育委員会に提出すること。教育委員会は、小中学校から提出のあった名簿を警察署（生活安全課）に送付すること。

オ 登録する際には、登録情報を関係機関（学区の小中学校、教育委員会、警察署（生活安全課））で情報共有を行うことについて、あらかじめ協力家庭等に説明すること。

※「子どもを守る110番の家」の登録については、特別な責任を負ってもらうものではありません。緊急避難した子どもの保護と、地域ぐるみの犯罪防止がねらいです。